

## 第22回教育委員会

開会日時 令和4年 11月 8日(火) 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時00分  
開会場所 教育委員会室

### 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	野 田 義 博

### 出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	諸 橋 達 昭	指 導 室 長	氣 田 眞 由 美
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	早 川 和 宏
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	河 野 雅 彦
教育支援センター所長	阿 部 雄 司	中央図書館長	松 崎 英 司

### 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和4年第22回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上10名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により野田委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第一 議案第31号「意見の聴取について」及び報告(3)「いたばし魅力ある学校づくり審議会の審議状況」につきましては、令和4年第4回区議会定例会で審議を予定している案件のため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

#### ○報告事項

##### 1. 令和4年特別区人事委員会勧告の概要

(総-1・教育総務課)

教 育 長 教育長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「令和4年特別区人事委員会勧告の概要」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 よろしくお願いたします。

資料「総-1」をご覧ください。

令和4年特別区人事委員会勧告の概要につきまして、ご報告をいたします。

本年の勧告のポイントですが、資料の上の方、四角囲みにありますように、1つが月例給、こちらは、公民較差896円と出ましたので、こちらを解消するために、初任給と、それに続きます若年層の給料月額を引き上げるということを行います。

2つ目が、特別給、いわゆるボーナスの期末手当・勤勉手当のところなのですが、こちらの年間の支給月数を0.1月分引き上げるというものでございます。

これによりまして、職員の平均年間給与は約5万4千円増えるという内容のものでございます。

その下、細かく職員と民間事業者の給与の比較ということで、こちらで実態調

査の中身が出ております。

3の公民比較の結果のところ、月例給が、こちらありますように、民間従業員と職員の差が896円と出ております。

また、特別給につきましても、民間が4.56月分、職員の方が4.45月とすることで、その差が0.11とすることで、0.1月の増加というふうになります。

細かくは、4の本年の公民較差算出、5の差額支給のところをご覧になっていただければと思いますが、説明は割愛します。

2ページ目に参りまして、改定の内容について詳しく見ていきます。

まず、給料表につきまして、初任給なのですが、現行、I類につきましては18万3,700円のところが18万8,200円、4,500円引き上げられます。

III類の部分につきましては、現行、147,100円のところが15万2,100円と、5,000円改定されるというものでございます。

続きまして、2の特別給の部分に参ります。

こちらの表は、管理職以外の一般職員の支給月を示しておりますが、こちらの方で、一番左の令和4年度勧告前というのが現行でございます。

6月期、12月期、3月期に分けて支払われます。

種類は、期末手当、勤勉手当がございまして、それぞれ期末手当が合計2.4月、勤勉手当が2.05月で、支給月数合計が4.45月となります。

こちらが、真ん中の令和4年度の勧告後、今年度につきましては、勤勉手当の方で調整をされますので、勤勉手当の部分の、これから支給日が来ます12月期分のところが1.025月のところ、真ん中のところ、1.125月、こちらに0.1加わりまして、結果として、支給月数は今年度、4.45から4.55というふうに増やす形を取るということでございます。

一番右、令和5年度以降につきましては均等に割り振るということで、4.55を、こちらにあります6月期、12月期に振り分けて、4.55月支給を行いますもう1つポイントがございまして、3月期の部分が令和5年度以降は廃止となっております。

勧告の中で、3月期に手当を支給するという払い方を廃止するという勧告もありましたので、令和4年度、今年度の3月までは従来どおり支払われますが、令和5年度以降につきましては、3月期の支払いを廃止した上で、6月期と12月期、こちらの2回に振り分けて4.55月を支給するという形に変更になります。

実施時期につきましては、今申し上げました月例給については4年4月1日にさかのぼるということで、特別給については条例公布の日ということで、月給についてはさかのぼって調整され、特別給につきましては、これから来る支払月の12月期で調整するという形になります。

その他、その下のところ、人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見ということで、勧告に伴って出ております意見についても、簡単にご紹介させていただきます。

まず、1の人事・給与制度につきまして、まず、(1)で人材の確保というところ、意見が出ております。

現在、非常に少子化等もありますし、採用困難な中で、特別区の魅力と役割ということをしっかり確認した上で、人材確保のために、採用制度の見直しをしていくということの意見。

さらには、3ページ目に行っていただきまして、採用PR等の戦略的な展開。こちらでも、さらに採用について積極的にすること。その辺が意見として挙げられております。

人材事業制度の2つ目、(2)人材の育成、こちらにつきましても意見が出されております

まずは、人事評価制度の適切な運用をするということ。さらには、若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成を行っていくということ。

さらには、管理監督職を担う者の人材育成というものにも注力していくという中での人材育成に関する意見が出されております。

さらに、(3)で、高齢層職員の能力及び経験の活用ということで、こちらは定年延長とも絡むと思いますが、より高齢層職員の知識、経験を生かすということが大事ですし、活躍ももちろんしていただく。さらには、それを次代の職員にも継承できるようにするというところで、全体の能力、組織としての能力を発揮が重要というところで意見が出ております。

もう1点、2つ目、勤務環境の整備等ということで、こちらは、まず、1つ目、(1)で、長時間労働の是正、年次有給休暇等の取得促進ということで、ワーク・ライフ・バランスをより進めていくというご意見です。

4ページ目に行きまして、(2)多様で柔軟な働き方ということで、テレワークということです。

他区の課長さんと意見を交わす機会が最近ありましたが、板橋区は意外と進んでいるようです。他区は、なかなかテレワークができていないような中で、板橋は、交替で行われているということですが、この辺りも大事ですというところ。さらに、フレックスタイムなどの柔軟な働き方、こちらについても重要だということでの意見でございます。

3つ目。(3)仕事と生活の両立支援ということで、男性職員の育児休業の取得促進、不妊治療のための休暇の導入、そういったことのご意見が出されております。

(4)メンタルヘルス対策の推進。こちらにつきましても大変重要であり、未然防止や様々な支援といったものをしっかりやっていくということの意見でございます。

さらに、ハラスメントの防止。こちらにつきましてもしっかりとやっていくということでの意見が出されております。

意見の最後に、区民からの信頼確保ということで、職員による不祥事の発生というものがゼロにはなりません。そういう中で、そういうことについても、信頼の確保という観点から、しっかりやっていく必要があるということで、意見をい

ただいております。

こちらは、今年度の人事委員会勧告の中身を簡単に内容としてご紹介させていただきました。

以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等ございましたらご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 入学予定校変更希望制における応募状況

(学一1・学務課)

教 育 長      それでは、続いて、報告の2に移ります。「入学予定校変更希望制における応募状況」について、次長から報告願います。

次      長      それでは、説明させていただきます。

資料は「学一1」をご覧ください。

入学予定校変更希望制における応募状況についてでございます。

毎年行われております入学予定校変更希望制度でございますが、令和5年度、来年度の入学の応募状況がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

まず、1、実施状況の(2)をご覧くださいと思います。

新入学に関する案内冊子の送付数とありますが、小学校が4,064人。

つまり、来年度の小学1年生の数が4,064人ということになります。

中学校が4,002人。来年度、中学校に進学する現小学6年生が4,002人ということになってございます。

括弧内の数字は昨年度の数字でございますので、比較していただきますと、小学新1年生の数が減っているということが分かるかと思えます。

続きまして、(3)入学予定校変更を希望された方の数でございます。

それぞれ、小学校では411人で10.1%、中学校では730人で18.2%でございます。

(4)に、各学校の応募状況が別表としてございますので、まず、別表1をご覧くださいと思います。次のページになります。

小学校の応募状況でございます。

本日は、ここから3校抜粋しまして、この表の説明をさせていただければと思えます。

まず、1番目の志村小学校でございます。

ご覧いただきますと、受入可能な新1年生の数が98人でございます。

志村小学校に入学を希望されている方が72人。右側の数字になります。

その72人のうち、内訳でございますが、志村小学校の通学区域内の方が65

人、通学区域外の方が7人ということになります。

したがって、志村小学校については、入学をご希望の72人全員に、志村小に入学いただけるということになります。多くの学校がこの形となっております。

3番目の志村第二小学校をご覧いただきたいと思います。

網掛けで「適用除外校」となっております。

これは、通学区域内の方だけで受入可能数に達してしまうので、通学区域外からの受け入れを制限するという学校が適用除外校ということなのです。

ただし、お兄さんやお姉さんが既に入学している場合には、通学域外でも配慮するということになっております。その通学区域外からの1というカウントがその形になります。

次に、8番目の前野小学校をご覧いただきたいと思います。

前野小学校は、表記はないのですが、抽選校となっております。

この抽選校というのですが、通学区域内の方だけでは受入可能数に達しないので、一定程度、通学区域外からの入学が認められる学校になります。

しかし、通学区域外から全ての方を入学させてしまうと受入可能数を超過してしまうので、抽選を行うということになります。これが抽選校ということなのです。

前野小学校を見ていただきますと、受入可能数が98でございまして。

そこで、通学区域内からの希望者が94ですね。その差、4人を通学区域外から受け入れることができるということなのです。

通学区域外からの希望者が、表を見ますと19人おりますので、4つの席をめぐって19人で抽選をするということになっております。

兄弟については配慮した上で抽選を行うという形になります。これが抽選校ということになっております。

資料は最初のページにお戻りいただきまして、2、抽選の実施でございまして。

今ご説明を申し上げました抽選校でございまして、小学校が、表記の3校を10月に抽選実施してございまして。中学校については、11月9日水曜日ということで、4校の抽選をするという予定となっております。

最後に、今後のスケジュールでございまして。

就学時健康診断は表記のとおり実施いたしまして、就学・入学通知の発送は年明けの1月、抽選後の補欠登録期間が表記のとおりということになります。

報告は以上でございまして。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員      今回の次長からの説明は大変分かりやすくありがとうございました。中学校の方で質問させていただきます。

中学校の方で、今の表でいくと、17番の赤塚第一中学校と、それから、18番の赤塚第二中学校ですが、こちらは、両方とも住民登録者数が受入数を100人以上上回っているということなので、毎年、これがどうなるのかということが

大変気になるところです。今回、赤二中については抽選校になっていますが、赤一中については抽選校になっていないということで、その違いと、受け入れが可能なかどうかという、その点について教えてください。

次 長 まず、受入可能数を設定するに当たりまして、中学校では特に、私立・国公立校への進学を計算に入れます。それを含めて入学率を算出し、受入可能数を設定しているところでございます。

赤一中、赤二中につきましては、住民登録者数は非常に多いのですが、私立・国公立校が抜けるということが前提となつての受入可能数ということですよ。

毎年、このぐらいの数字での設定で抽選等も検討しており、今回につきましても、この設定数で運用ができる見込みで進めているところでございます。

以上です。

高野委員 赤二中は抽選校になっていて、赤一中は抽選校になっていないというのは、施設の違いということがあるのでしょうか。

次 長 抽選する、しないにつきましては、学校長と相談の上で決定しているところでございます。学級編制のクラス数をどのぐらい持つかということも念頭に入れて、中一ギャップ、加配なども計算に入れながらの入学可能数の設定となっております。

高野委員 ことに、こういう条件だから抽選とかということがあつたわけではないということでしょうか。

次 長 機械的に抽選する、しないと分かれてはあつて、学校の状況を鑑みて、校長と相談して決めているというところでございます。

高野委員 分かりました。

教 育 長 ありがとうございます。校舎の建て替え等もあつて、かなり数目的増減が気になるところですが、よろしく調整の方をお願い申し上げます。  
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございます。

#### ○報告事項

#### 4. 第21回櫻井徳太郎賞 応募状況について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長     それでは、続きまして、報告4「第21回櫻井徳太郎賞応募状況について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長     よろしくお願いいいたします。

資料は「生-1」になります。

第21回櫻井徳太郎賞の応募状況についてでございます。

こちらの案件につきましては、4月7日の教育委員会で募集開始のご報告をさせていただいたところでございます。今回につきましては、応募状況のご報告と  
いった形になります。

1の事業概要につきましては、記載のとおりでございます。

2の(1)募集方法でございます。

①のホームページ、区教育広報につきましては、4月末から5月にかけて、掲載の方をさせていただいたところでございます。

②区内小中学校への周知でございますが、こちらにつきましては、5月10日に実施されました全体校長会にて説明をさせていただきまして、その後、各学校へポスター、チラシを6月に配布させていただいたところでございます。

③区外関係機関への協力依頼でございます。

こちらにつきましては、5月にポスターの掲示とチラシの送付をお願いしているところでございます。

内容につきましては、アからエの記載のとおりでございます。

④の公募ガイドにつきましては、ホームページに掲載していただいているというような状況でございます。

(2)の応募締切でございます。

小・中学生の部が9月5日、一般の部及び高校生につきましては9月26日までとしたところでございます。

3の応募状況でございます。

全部で557編の応募をいただいております。

内訳といたしましては、(1)一般の部が12編、(2)高校生の部が8編、(3)小・中学生の部が537編といった形になってございまして、内訳につきましては記載のとおりでございます。

2ページ目にお進みいただければと存じます。

今後のスケジュールでございますが、第1回審査会につきましては、11月9日(水)、明日、行う予定でございます。

また、第2回の審査会につきましては、第二次審査ということで、12月5日(月)を予定しているところでございます。

賞状の授賞式につきましては、令和5年3月11日(土)の午後に行う予定という形でしているところでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長     質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。



高野委員 応募状況のところ、今年も小中学生の部が順調に増えていて、校長会など様々なところでの働きかけによるものだと思います。

出してくださっている学校数も増えてきて、この櫻井徳太郎賞が地道に広がっているなという印象を受けますので、今後もよろしくお願いします。

生涯学習課長 ありがとうございます。引き続き、周知に努めてまいりたいと思います。

教育長 それに関連するのですが、小学校の場合は、特に小学校3年生が、社会科の学習で板橋区のことを学びます。そういった場合に、1つの学びのゴールとして、この櫻井徳太郎賞を位置づけていくというのもいいのかなと思いました。

つまり、小学校3年生は、板橋区の色々なことを学んで、その学んだ成果をここに集約していくみたいなストーリーがあってもいいのかなと思いました。

気になるのは、学校によって、応募の数が非常に差があるということや、全く出していない学校、特に中学校もそうなのですが、せっかく板橋区として取り組んで、素敵な櫻井徳太郎先生の賞ということもあります。この辺りを含めて、指導室や校長会と上手くつながって、もう1つ、この後も出るのですが、読書感想文とか、図書館を使った調べる学習コンクール、あるいは、一昨日の教育科学館のもの、そういったものがばらばら行われているのですが、上手く調整を取って、全部の学校で、どれか1つは挑戦してみようとか、3万2,000人の子どもたちが、板橋区のことを含めて、探究的な学習に取り組んでいこうといったような、そういった大きな、俯瞰的な視野からの取り組みということを考えて、教育委員会の担当が別個に取り組むのではなくて、教育委員会事務局として、1つ、子どもたちに探究的な学びとか、そういったことに積極的に取り組む1つのチャンスとして捉えていただけるといいかなと思います。よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

(はい)

#### ○報告事項

5. 令和4年度「板橋区読書感想文コンクール」及び「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」の審査結果並びに表彰式について

(図-1・中央図書館)

教育長 それでは、続いて、報告5「令和4年度「板橋区読書感想文コンクール」及び「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」の審査結果並びに表彰式について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 図-1の資料についてご報告いたします。

令和4年度「板橋区読書感想文コンクール」及び「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」の審査結果並びに表彰式についてご報告いたします。

1、まずは板橋区読書感想文コンクールについてです。

(1)の応募総数につきましては、例年とほぼ同数なのですが、やや微減となっているところがございます。

(2)の表彰者ですが、後に出てくる別紙1の一覧表で結構な数があるので、お示しさせていただいております。作品名と学校名が記載されております。

(3)の審査でございます。

こちらは、小学校、中学校それぞれ記載のとおり審査を行っております。

(4)文集制作につきましては、特選・入選作品を掲載した文集を制作し、3月中には各校へ配付させていただく予定でございます。また、区立の図書館においても資料として蔵書に加える予定になっております。

読書感想文コンクールについては以上でございます。

次に、2、板橋区図書館を使った調べる学習コンクールでございます。

こちら、応募総数についても、若干の減少が見られるところがございます。

先ほどの懸念点と同じような形になっているかと思えます。

ただ、一方で、オリエンテーションとして我々が伺った数につきましては、昨年度よりも2校増え、5校に対してオリエンテーションに行かせていただいております。各校から依頼をいただきまして、結構、全校的に取り組んでいただいているところもございますので、地道な活動というのは続けていきたいと考えております。

(2)の表彰者一覧。こちら後に出てくる別紙2に一覧で記載させていただいております作品名、学校名でございます。

(3)の審査でございます。

各地域図書館で一次審査を行ったものについて、二次審査にて、教育長、職務代理を初め、皆様にご協力いただきまして審査を行いました。

今年度におきましては、区制施行90周年記念というところもございまして、特別賞まで選んでいただいたところがございます。

(4)として、図書館を使った調べる学習コンクールの最優秀賞・優秀賞・奨励賞、計24作品。こちらは三次審査と呼ばれるのですが、全国コンクールに推薦する形になっております。

調べる学習コンクールについては、以上でございます。

3、表彰式についてでございます。

こちらは、先ほどいただいた生涯学習課の自由研究作品展のときの表彰式と同日で開催いたします。

令和4年12月3日(土)午後1時から1時半が図書館を使った調べる学習コンクールの表彰式。

会場の中のレイアウトを変えまして、午後2時15分から3時まで、読書感想文コンクール。

こちらを、いずれも中央図書館の図書館ホールにて行いたいと考えております。出席者については、記載のとおりでございます。

表彰式の中で、各コンクールの審査員長から講評を述べていただく予定となっ

ております。式の次第、（４）に記載されているとおりでございます。  
ご報告については、以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

野 田 委 員      ご報告ありがとうございます。

読書感想文に関しましても各校で取り組んでいただいて、素晴らしい発見が出てきているかと思えます。

保護者としては、夏休みに取り組む課題として、取り組みやすいお子さんと、また、足が遠のくお子さんというか、取りかかりにくいお子さんとか、結構、そのギャップがあるように感じますので、今後、調べる学習コンクールのよう、こうやってやったらいいよという助言の場を図書館で検討いただけるとありがたいというところでもあります。

あと、調べる学習コンクールなのですが、私は、学校でその取り組みを導入する最初から関わらせていただいた経緯がありまして、３年間にわたって見てきたのですが、最初はどうやっていいか、自由研究との区別がつかないとか、そういうことがあったのですが、徐々に、図書館にまず行って調べよう、自分が興味を持ったことについて本を集めて調べようというような動きに変わり、さらに、もう３年目においては、全体的にそのやり方を身に着けて、学年ごとに子どもたちの興味の範囲というのが非常に分かりやすくなってきて、１年生、２年生は身近なところの自然の観察とか、そういうところから始まるのですが、３年生、４年に上がってくると、だんだん世の中に、社会に目を向けた調査になっていって、５年生、６年生になっていくと、さらにまた深い探究につながっているということで、非常に素晴らしい取り組みですので、このまま継続して続けていただきますように、よろしく申し上げます。

中央図書館長      ご意見、ありがとうございます。まず、読書感想文コンクールは、こちらも先ほどの教育長からのご意見と同様で、色々な色があると思えますので、それらを分かるようにして周知をしていければと考えております。

調べる学習コンクールについても、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、学年によって、全然、探究が違う。

オリエンテーションの中でも説明するのですが、今の世の中は、色々な情報が色々なところにあふれて、ネットで調べられる。ただ、これはリテラシーの問題で、あくまで本として出版されたものであって、さらに、選書を受けて図書館に置いてある本は、情報の確実性や、そこで得られるものというのが大きいということを、我々はお知らせしているところです。

なので、身近なところから研究していって、最後は本の方に興味を持っていただいて知識をつけていっていただけるといえるのは、成長の過程としては普通のかなと思っておりますので、引き続き、オリエンテーションを含めて、地道に周知活動を行っていきたいと思っております。ありがとうございます。

教 育 長     ありがとうございます。

高野委員、図書館を使った調べる学習コンクールを含めて、実際に審査をされたご感想をいただけますか。

高 野 委 員     図書館を使った調べる学習コンクールを審査していて、授賞者数、それから、応募作品の多い学校というのが、私は印象に残っております。

今、野田委員から常盤台小のお話もあったのですが、例えば志村第五小学校は、このコンクールが始まったころから、近くの西台図書館に来ていただいて、学校の授業の中でこれを取り上げて、図書館へ子どもたちの足が向くような取り組みをされていたということで、それが、何年か経って、こういう結果になったのかなと思っています。

常盤台小学校も、隣の中央図書館との関係が深く、素晴らしい研究が例年多いというような印象があります。

これからも色々な学校が余裕があれば、調べる学習コンクールだけではなくても、地域図書館との関係を深めていただければいいなと思いました。

それと、これは学年ごとに分けて審査をするのですが、それぞれの学年、低学年と高学年とのよさというのがあって、低学年の作品は、中には本当に子どもらしい発想で調べが進んでいくもの、高学年の方は、また、年齢的に深いところまで調べていくというような、そういったそれぞれの年齢に合った素晴らしさが出ていたと思います。

あと、特別賞が、今回印象に残りました。

身近な自分の学校にある、例えば高学年の方の「大好きだよ！！もぐら山」というのがありますが、学校にあるもぐら山を見て、それについて、学校にある本を調べたり、図書館に行って色々な本を調べたり、また、自分のおじいちゃん、おばあちゃん、近所の方とか、色々な方にお話を伺って調べたというようなところがあって、身近なところに研究のテーマがあるのだということ、それから、また、板橋のよさというのを、この特別賞を通して子どもたちに知っていただきたいなと思いました。

あと、最後にもう1つは、先ほど教育長がおっしゃられた、色々なコンクールがあって、今回、この調べる学習と、それから教育科学館でやっている自由研究と、2つ続けて審査させていただいたのですが、このコンクールに出すより、こっちに出した方がよかったのかなとかというものもあったので、それぞれのコンクールの趣旨というのを学校でもご検討いただければなと思いました。

教 育 長     ありがとうございます。

本当に、私は、図書館を使った調べる学習コンクールも読書感想文コンクールもそうですが、今、中央図書館、生涯学習課がやってくさっているこういったものって、どうなのでしょう。室長。まさに、今、探究的な学習というのが非常に強く求められている。でも、それは学校だけの問題ではなくて、学校で学んだ

学習エビデンスみたいなものがそこに反映するとか、地域図書館が学校に行ってやり方を指導していくみたいなどころってものすごく強いと思うのですが、こういったところに対して、学校側への思いというのは、色々あり過ぎて、なかなか難しいのでしょうかね。

指導室長　そうですね。やれないことはもちろんないと思うのですが、確かにやるのがたくさんあります。教育委員会の呼びかけを、単発で、ただ、何コンクール、何コンクールと周知するのではなく、探究的な学習としてつなぎながら、こういった挑戦もできますよという仕組みとして提示していくと学校は取り組みやすいのかなと思います。色々連携しながら、学校への投げかけを考えていきたいと思っています。

教育長　あと、絵本翻訳大賞もあるし、それも英語と上手く結びつけられれば、もっと全体として捉えていくという形かな。

青木委員　大変、皆さん、お忙しい中でやっているかと思うのですが、私の近隣の千代田区立図書館でやっていることを紹介させていただきたいのですが、これは千代田区に所属する大学の教員たちが、今、区立図書館で「教授たちの誘惑」というテーマで、大学の先生たちが様々な探究学習というのも含めたお薦めの推薦書というのを、実は区立図書館で展示、それから、貸し出しをしているということをやっているのですね。

これは、本当に何か効果があるのかなと思ってやってみたら、意外に効果があって、題名の「教授たちの誘惑」というので引かれてきた子たちがいるのか分からないのですが、日本大学以外でもやっております、図書館の方たちが、かなり好評で、コーナーがにぎわっていますというようなご意見もいただいていますので、そういった大学のサポートもありなのかなというふうに思ったので、ここで意見を述べさせていただきました。

以上です。

教育長　ありがとうございます。せっかく素晴らしい企画等を進めていただいていますので、ぜひ、1つの形として作り上げていただければと思います。ありがとうございました。

次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教育長　それでは、先ほど申しあげましたように、日程第一及び報告3につきましては、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方

はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第31号 意見の聴取について

(教育総務課)

教 育 長 それでは、日程第一 議案第31号「意見の聴取について」、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第31号になります。

意見の聴取についてでございます。

議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

今年度の第4回区議会定例会に提出する案件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づいて、教育委員会の意見を求めるというものでございます。

案件でございますが、個人情報保護に関する法律の改正に伴います所要の規定整備などの4件となっております。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長 よろしくお願いたします。

資料「総-1」をご覧ください。

まずは、1つの条例の制定と4つの条例の改正になります。

全て同じ理由からの改正になりますので、まとめて説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、8ページからご覧ください。

8ページ、9ページに条例等の内容がありますので、こちらを使って説明させていただきますと思っております。

1番の制定及び改正する条例は、制定が、東京都板橋区個人情報保護法施行条例。改正する条例が4つ、(2)で東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例、(3)で東京都板橋区情報公開条例、(4)東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例、(5)東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例となっております。このうち、意見聴取の対象となるのは(1)から(3)です。

2で、制定及び改正の理由でございます。

区は、平成8年に制定しました東京都板橋区個人情報保護条例、これによりまして、区民の個人情報を適正に管理し、また、区民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障してまいりました。

今般、令和3年に改正された個人情報の保護に関する法律、これによりまして、

令和5年4月1日以降、板橋区を含む全ての地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定されまして、改正法が地方公共団体に直接適用されることとなります。

これについては、区がこれまで蓄積してきた個人情報保護の取り組みを踏まえた上で、標記条例の整備を行うということで、これまで、区の条例に基づいて行われてまいりました個人情報に関する取扱いが、法律直接の根拠になりますので、それに伴いまして根拠条例を廃止した上で、法律の施行のために必要なことを規定する条例として新たに1つ条例を制定し、それ以外の関連4条例についても、新しい法体系に基づいて改正を行うというものでございます。

各条例の中身について簡単に見ていきます。

3の条例概要でございます。

まず、(1)東京都板橋区個人情報保護法施行条例の制定に関してでございます。

改正法が区に直接適用されることに伴いまして、改正法の規定と整合を図る必要があることから、東京都板橋区個人情報保護条例、これまで根拠条例であった条例を廃止しまして、東京都板橋区個人情報保護法施行条例というものを新たに制定いたします。

ただ、これによりますと、法定以上に板橋区が条例に基づいてしっかりとやってきた部分がありますので、そこが後退することのないように、全国的な新しい条例の条例案の規定と異なる部分が少しありまして、それが、その下に規定しております、アとイでございます。

まず、1つ目のアなのですが、改正法において、開示決定等の期限は請求のあった日から30日以内と規定されるのですが、自己情報開示等に係る区民サービスの低下を招かないように、新しい条例におきましては、引き続いて、開示決定等の期限は請求のあった日から15日以内、訂正及び利用停止決定等の期限は請求のあった日から20日以内と規定いたします。これにより、現行からの後退がなくなります。

もう1つ、イです。

実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる旨を規定いたします。

また、実施機関は、個人情報保護に係る施策の透明性を確保するため、個人情報の取扱いに係る状況について監査が必要であると認めるときは、審議会に報告することができる旨を規定いたします。

これらは板橋独自の規定とします。

続きまして、(2)東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の改正についてでございます。

こちらは、改正法と整合を図るために、次のア、イ、ウの改正を行います。

まず、アです。

改正法において、「個人情報」の定義は「生存する個人に関する情報」に限定

されていることから、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例において規定されている、死者に関する情報を含む「特定個人情報」、これを、生存する個人に関する情報に限定する「特定個人情報」に改めます。

2つ目、イです。

特定個人情報に係る開示、訂正、利用停止、審査請求等については、改正法等の規定によることから、これらの規定と重複いたします情報は削るというものでございます。

その他にも、所要の規定整備部分がございます。

(3)でございます。東京都板橋区情報公開条例の改正でございます。

改正法が区に直接適用されることに伴いまして、公開しない情報の範囲の整合を図る必要が生じました。そのことから、東京都板橋区情報公開条例における非公開情報の規定を行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に合わせるように改めるものでございます。

以上の制定・改正、いずれも施行期日は令和5年4月1日となっております。条例の概要等の説明は以上でございます。

最後に、東京都板橋区立図書館及び東京都板橋区立アートギャラリーの指定管理者の指定については10月5日開催の第19回教育委員会で議論いただいた東京都板橋区立図書館の指定管理者候補団体の選定についての内容どおりで、今回、指定管理者の指定をするものです。

説明は以上です。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等ございましたらご発言ください。

青 木 委 員      条例改正に全く異論はないのですが、1点、お伺いしたいのは、実は情報開示請求とかで、学校関係に関わるものというのが実際にあれば、教えていただきたいなと思っております。

というのは、私は、実は船橋の方で個人情報保護の委員会に参加していて、若干、学校関係の情報開示請求なんかで厄介な事例が出てくることのあるものですから、もしそういったところで何かありましたら教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

教 育 長      ありがとうございます。  
では、教育総務課長。

教育総務課長      手元に請求履歴を持っていないので、詳細に、具体的にはお話しできないのですが、記憶にあるものと、例えばPTA関係の活動に関して意見が分かれるようなときに、学校の情報について開示を求めるということはあったかと記憶しています。それ以外にも、あまり多くはないのですが、開示を求められることはゼロではなかったと思っております。



青木委員 ありがとうございます。そういった問題が、仮にこういう審議会とかで議論しなければならないレベルまでいくということはあまりないという理解でよろしいのでしょうか。

教育総務課長 もし争いがあったような場合については、しかるべきところで開示の請求がなされることは十分あり得るかなと思っております。

青木委員 わかりました。学校の問題として捉えなければならないというのは教育委員会でも重要だと思しますので、発言させていただきました。  
どうもありがとうございます。

教育長 青木委員、これ、とてもいいご質問だと思うのですが、現実的には、これから、多分、いじめの問題や、あるいは学校内での事故等のことで開示請求というのは恐らく増えていく方向にいくように、個人的には思っているのですが。

青木委員 全くそのとおりだと思います。

教育長 そういう意味では、学校側も、記憶ではなくて、記録をきちんととっておかないと、それに対抗し切れないのかなという懸念はございます。

青木委員 開示請求もそうですが、個人情報保護の部分で、生徒さんや何かの連絡の中で、メールや何かを見える形で、要するに、メールアドレスから個人情報で特定できるものがあつたりするので、それが例えば、メールでCCに入ったまま行ってしまうと、それが個人情報保護に抵触するのではないかというようなことが、実際、大学でも起こったりして、国への報告や何を求められているという事例がありますので、この辺は、学校側でも色々と、この個人情報保護に関しては、それぞれ現場の方が注意を払っていかないといけないと考えております。

この辺は、皆様ともぜひ情報共有しながら、漏えい事故とかがないように図っていきなと思って発言させていただきました。どうもありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

それでは、今、青木委員からもご意見をいただきましたが、お諮りしたいと思えます。日程第一、議案第31号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

### 3. いたばし魅力ある学校づくり審議会の審議状況について

(配一 1・学校配置調整担当課)

教 育 長 では、続いて、報告3「いたばし魅力ある学校づくり審議会の審議状況について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 では、最後、「配一 1」の資料をご覧ください。

いたばし魅力ある学校づくり審議会の開催状況についてでございます。

こちらは、開催の都度、こちらの教育委員会に報告させていただいておりましたが、一定程度、審査の方向性が固まったもの、審理の終結したものにつきまして、第4回区議会定例会に報告してまいりますので、そちらのご報告となります。

前段の部分でございますが、こちらは、児童及び生徒の変化に伴う教育環境の整備、学校教育の充実を目的といたしまして、審議会を今年度より開催しているところでございます。これまで4回行われてきましたので、その内容についての報告でございます。

1の審議会開催の目的といたしましては、適正規模・適正配置のあり方や、今、実際に動いてございます「いたばし魅力ある学校づくりプラン」、こちらは20年もののプランでございまして、平成28年度から令和17年までのプランのうち、今は前期10年間でございますが、令和8年度から後期10年間が始まるということを受けまして、後期計画の策定に向けまして、様々な状況について審議をいただく必要があるためというふうに記してございます。

委員構成、審議期間につきましては、こちらのとおりでございます。

議論の視点と審議スケジュールについても、一度、資料等でお示しさせていただきましたが、この令和4年4月から審議いたしまして、中間のまとめ、パブリックコメント等を経て、令和6年6月に答申をいただくスケジュールでございます。

次のページ、2ページ目をご覧ください。

5で、開催状況につきまして、今までの進捗状況等について、簡単に内容に触れさせていただいてございます。

次の審議状況というところで、議論の視点に基づいた審議状況をお示ししてございます。

大きく3つございます。

まず、適正規模についてでございますが、まず、適正規模について、学校では、生徒・児童が集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であるという、一定規模の集団が必要であるというところの確認。

また、一方で、過大であった場合、様々なことが懸念される。

一定の集団規模である学校においては社会性や個性を伸長するといった様々なよさが発揮されるといった、いわゆる適正規模についての必要性について、①、②、③で確認していただきまして、④、⑤、⑥の部分で、平成24年度の答申から今回の検討状況で変更するところを主に触れさせていただいてございます。

今回、学校規模の部分につきまして、下線の部分でございます、中学校が12から18学級になる、1学級の人数は明記しないというところで、審議をいただいている④、⑤、⑥の部分ですが、まず、小学校では35人学級編制により、前回答申で記載された教育上望ましい規模はおおむね実現されている。また、経費や人材確保など、実現可能性を考慮すると、区独自基準による学級編制は困難であるという点。

また、一部教科による習熟度別少人数授業の実施や、会計年度任用職員の配置などによる円滑な学校運営や、きめ細かい指導に取り組まれている点を鑑みて、1学級当たりの人数を明記しない。

一方で、東京都の教職員の定数配当基準では、中学校15学級と18学級を比較した場合、学級数から見ると3学級の増加になる一方で、教員定数は5人引き上がるということになり、学校運営上のメリットとなる。

また、国の学級規模の考え方は、小中ともに12～18が標準とされておりますので、そちらの考え方を踏まえまして、中学校の人数を、教育に望ましい規模の18学級と整理するという議論がされているというところでございます。

また、次ページの⑦には、教職員配置の充実や学級編制基準の見直しについては、今後も国・東京都へ要望することが求められるという形になってございます。

2番の適正配置の部分でございますが、こちらは、適正規模化による教育環境の整備に加えて、生徒・児童が減っていく可能性や学校施設に求められる役割を考慮しつつ、ふさわしい位置に配置する。

当然、学校は教育施設でございますが、学校に求められる役割を避難所などの防災活動拠点、また、地域開放などの地域活動拠点として整理してございます。

最後、適正規模化の方法でございます。

まず、小規模化対応でございますが、まずは平成24年5月に基本方針を定めさせていただきますので、そちらに沿った「課題共有」と「地域を含めた協議会での計画策定」を基本としつつ、通学区域変更など、児童・生徒数の増加につながるような取り組みを検討し、また、併せて、将来推計を踏まえて、統廃合を含めた検討が必要であるというふうにまとめてございます。

大規模化対応でございます。

大規模化した学校の適正規模化の実現には、根本的には通学区域変更や新校設置が手法として挙げられるものの、新校設置は用地確保の困難さや財政状況等から現実的ではなく、また、頻繁な通学区域変更は地域の混乱につながるため避けるべきであるという点。

また、大規模化の主な原因となっている大規模集合住宅の建設による生徒・児童の増加は一時的なことが多いため、対応は慎重に検討すべきであるというところから、大規模化が進んでいる学校に対しましては、学校隣接用地の確保に努めつつ、学校施設の拡充や必要な人員確保など、運営上の配慮を検討する必要があるという形でまとめてございます。

また、大規模化対応に関する運営上の配慮につきましては、次回、第5回審議会にて協議予定となっております。次回、第5回審議会を12月16日に開催

予定というふうになってございます。

資料につきましての説明は、以上となります。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私の方からですが、多分、ここは1つ大きな変更点というところでは、中学校の12～18学級というのは、これは分かるのですが、1学級当たりの人数を明記しないという、これは、例えば23区でこの辺りを明記している区というのはあるのですか。

学校配置調整担当課長 23区で明記している区はありません。板橋区だけです。

教 育 長 ということは、基本的には、国の方も特に明記していないし、国の方というのは35人、40人は明らかなので、それに則っていくというのが他の区の状況ということですね。

学校配置調整担当課長 審議会でも、その辺、資料として提供させていただき、また、実際に、国の方と合わせたらどうかというご意見もいただいたところがございますので、また、これまで区が行ってきた取り組みで、今までの望ましい教育規模を実現する目的としての円滑な学校運営や、望ましい、きめ細かい教育、そういったものは他の施策で行ってきたというところも議論いただいているところがございますので、そういったような経過を踏まえて、明記しないという議論をいただいております。

教 育 長 ちなみに、23区の教育長会では、中学校の方も35人学級をできるだけ実施するよということは、東京都や国の方には出しているという、そういう状況はございます。

いかがでしょうか、その他。よろしいですか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前 11時 00分 閉会